



県章

山形県公報

平成16年5月18日(火)

第1542号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...	641
家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)...	642

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会5月定例会の招集.....(教育委員会)...	同
---------------------------------	---

企業局関係

告 示

公金の徴収及び収納事務の委託.....(企業局)...	同
-----------------------------	---

公 告

特定調達契約による随意契約の相手方の公告.....(情報企画課)...	643
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...	同
大規模小売店舗の新設の届出.....(商業振興課)...	同
特定調達契約による随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...	644
一般競争入札の公告.....(同)...	645
監査結果の公表.....(監査委員)...	646
特定調達契約に係る落札者の公告.....(病院事業局)...	650
同.....(同)...	651

正 誤

告 示

山形県告示592号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年5月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「年0.375パーセント」を「年0.4パーセント」に、「年0.75パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規程は、平成16年4月14日から適用する。
- 平成16年4月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合について

ては、なお従前の例による。

山形県告示第593号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規程により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成16年5月18日

山形県知事 高橋和雄

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所	発生年月日
ヨネ病	牛	患畜	1	新庄市大字鳥越字一本松1076	平成16.5.6

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第6号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成16年5月18日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

- 1 招集の日時 平成16年5月21日(金) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - (2) 山形県立図書館協議会委員の解任及び任命について

企業局関係

告 示

山形県企業告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規程により、次のとおり公金の徴収の事務を委託した。

平成16年5月18日

山形県企業管理者 細野 武 司

- 1 委託した事務
駐車場事業に係る山形県営駐車場料金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 財団法人山形県公営企業振興協会
 - (2) 所在地 山形市緑町一丁目9番30号
- 3 委託期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総合政策室情報企画課給与システム班
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 86,940,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規程により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年5月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日
平成16年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人長井まちづくりNPOセンター
 - (2) 代表者の氏名
小幡 知之
 - (3) 主たる事務所の所在地
山形県長井市十日町一丁目10番23号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、市民活動の豊かで健全な発展と、「歴史・文化・自然 - 水・緑・花 - 」など地域資源を活かした市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくり観光交流の促進、美しい景観・環境づくりの推進、新たな生活産業の創出、伝統や歴史文化の伝承と発信、まちづくりやNPO活動に関する調査研究・普及啓発・相談助言などの事業を市民の善意とボランティア精神をもって行い、市民、企業、行政が連携しそれぞれの責任を果たす市民社会の実現と市民公益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規程により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成16年9月18日まで縦覧に供する。

平成16年5月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ山居町店

酒田市山居町二丁目5番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

その他は未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年12月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,919平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 158台
- (2) 駐輪場の収容台数 52台
- (3) 荷さばき施設の面積 154.2平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 93.3立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前9時

ロ 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成16年4月28日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年9月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

指紋情報管理システムの賃貸借及び保守 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年3月25日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

エヌイーシーリース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目6番1号

5 随意契約に係る契約金額 52,603,740円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規程により、合格発表・業務案内表示システム機器(表示装置、制御装置、スキャナ等周辺機器及びソフトウェアを含む。)の賃貸及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

山形県知事 高橋和雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部202会議室(2階)
- (2) 日時 平成16年7月1日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量
合格発表・業務案内表示システム機器(表示装置、制御装置、スキャナ等周辺機器及びソフトウェアを含む。)の賃貸及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 9の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部会計課総合交通安全センター整備室 電話番号023(626)0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規程に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規程により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成16年6月8日(火)午後4時まで提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応

じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Display Boards (projector, server computer, scanner, other Peripheral equipment and software included) to show the result of license examination and service available at the General Traffic Safety Center.: 1set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 1st, 2004
- (3) Contact point for the notice: General Traffic Safety Center Section, Finance Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8 -1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577, Japan. TEL023-626-0110.

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規程により、平成16年1月から平成16年3月まで実施した平成15年度に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年5月18日

山形県監査委員 鈴木 正 法
 山形県監査委員 広 谷 五郎左工門
 山形県監査委員 加 藤 淳 二
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

第1 監査実施状況

監査は、監査対象期間84箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員
山 形 東 高 等 学 校	平成16年1月27日	鈴木正法・櫻井薫
霞 城 学 園 高 等 学 校	平成16年1月27日	鈴木正法・櫻井薫
天 童 高 等 学 校	平成16年1月27日	鈴木正法・櫻井薫
村 山 農 業 高 等 学 校	平成16年1月27日	鈴木正法・櫻井薫
山 形 中 央 高 等 学 校	平成16年1月27日	広谷五郎左工門・濱田宗一
山 形 聾 学 校	平成16年1月27日	広谷五郎左工門・濱田宗一
山 形 盲 学 校	平成16年1月27日	広谷五郎左工門・濱田宗一
ゆ き わ り 養 護 学 校	平成16年1月27日	広谷五郎左工門・濱田宗一
上 山 明 新 館 高 等 学 校	平成16年1月27日	広谷五郎左工門・濱田宗一
左 沢 高 等 学 校	平成16年2月3日	広谷五郎左工門・櫻井薫
朝 日 学 園	平成16年2月3日	広谷五郎左工門・櫻井薫
朝 日 少 年 自 然 の 家	平成16年2月3日	広谷五郎左工門・櫻井薫

県民会館	平成16年2月3日	鈴木正法・濱田宗一
県立図書館	平成16年2月3日	鈴木正法・濱田宗一
精神保健福祉センター	平成16年2月3日	鈴木正法・濱田宗一
消費生活センター	平成16年2月3日	鈴木正法・濱田宗一
県立博物館	平成16年2月3日	鈴木正法・濱田宗一
寒河江工業高等学校	平成16年2月4日	広谷五郎左工門・櫻井薫
寒河江高等学校	平成16年2月4日	広谷五郎左工門・櫻井薫
寒河江警察署	平成16年2月4日	広谷五郎左工門・櫻井薫
産業創造支援センター	平成16年2月4日	広谷五郎左工門・櫻井薫
荒砥高等学校	平成16年2月9日	鈴木正法・櫻井薫
長井警察署	平成16年2月9日	鈴木正法・櫻井薫
長井工業高等学校	平成16年2月9日	鈴木正法・櫻井薫
内陸食肉衛生検査所	平成16年2月9日	広谷五郎左工門・濱田宗一
村山警察署	平成16年2月9日	広谷五郎左工門・濱田宗一
最北高等技術専門学校	平成16年2月9日	広谷五郎左工門・濱田宗一
神室少年自然の家	平成16年2月10日	鈴木正法・櫻井薫
新庄北高等学校	平成16年2月10日	鈴木正法・櫻井薫
尾花沢警察署	平成16年2月10日	鈴木正法・櫻井薫
やまなみ学園	平成16年2月10日	広谷五郎左工門・濱田宗一
高畠高等学校	平成16年2月10日	広谷五郎左工門・濱田宗一
楯岡高等学校	平成16年2月12日	広谷五郎左工門・櫻井薫
工業技術センター置賜試験場	平成16年2月12日	広谷五郎左工門・櫻井薫
内水面水産試験場	平成16年2月12日	広谷五郎左工門・櫻井薫
鶴岡養護学校	平成16年2月12日	鈴木正法・濱田宗一

総合療育訓練センター庄内支所	平成16年2月12日	鈴木正法・濱田宗一
南陽高等学校	平成16年2月16日	広谷五郎左工門・櫻井薫
置賜農業高等学校	平成16年2月16日	広谷五郎左工門・櫻井薫
米沢興譲館高等学校	平成16年2月16日	広谷五郎左工門・櫻井薫
米沢商業高等学校	平成16年2月16日	広谷五郎左工門・櫻井薫
庄内総合高等学校	平成16年2月16日	鈴木正法・濱田宗一
鶴岡高等養護学校	平成16年2月16日	鈴木正法・濱田宗一
庄内児童相談所	平成16年2月16日	鈴木正法・濱田宗一
知的障害者更生相談所庄内支所	平成16年2月16日	鈴木正法・濱田宗一
鶴岡乳児園	平成16年2月16日	鈴木正法・濱田宗一
山添高等学校	平成16年2月17日	鈴木正法・濱田宗一
金山高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
真室川高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
新庄南高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
山形西高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
山形北高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
山辺高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
谷地高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
北村山高等学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
上山高等養護学校	平成16年3月3日	鈴木正法・櫻井薫
体育館	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
青年の家	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
教育センター	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
山形南高等学校	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一

山形工業高等学校	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
天童警察署	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
山形養護学校	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
職員研修所	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
衛生研究所	平成16年3月3日	広谷五郎左工門・濱田宗一
山形職業能力開発専門校	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
上山警察署	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
東根工業高等学校	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
新庄養護学校	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
最上学園	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
余目警察署	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
酒田北高等学校	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
工業技術センター庄内試験場	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
酒田聾学校	平成16年3月18日	広谷五郎左工門・櫻井薫
米沢養護学校	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
米沢東高等学校	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
米沢工業高等学校	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
庄内農業高等学校	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
消防学校	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
農業試験場庄内支場	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
病虫害防除所庄内支所	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
長井高等学校	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
南陽警察署	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一
飯豊少年自然の家	平成16年3月18日	鈴木正法・濱田宗一

第2 監査の結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 新庄北高等学校

- (ア) 授業料に係る減免調定手続が行われていないものがある。
- (イ) 一般社会保険料に係る調定・収入手続き並びに現金の出納員への引継ぎ及び金融機関への払込みが行われていないものがある。
- (ウ) 教育財産に係る土地建物使用料の調定・収入手続きが行われていないものがある。

イ 庄内総合高等学校

- (ア) 授業料の減額調定手続が著しく遅延しているものがある。

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 予算

- (ア) 調理器具の購入及び修繕において、年度末に見積書不用の金額に分割して執行しているものがある。
(平成14年度分)(最上学園)

イ 収入

- (ア) 受験料に係る県証紙収入において、消印のないものが多数見受けられる。(平成14年度分)(南陽高等学校)
- (イ) 授業料の減額調定事務が著しく遅延しているものがある。(山形北高等学校)
- (ウ) 売店等に係る土地建物使用料の収入調定を毎月すべきところを、まとめて2月13日に行っている。(山形工業高等学校)

ウ 支出

- (ア) 寒冷地手当の追給を要するものがある。(山形東高等学校)
- (イ) 特殊勤務実績簿の決裁が全く行われていない。(天童高等学校)
- (ウ) 旅費支給事務において、受命印・請求印・受領印漏れが散見される。(天童高等学校)
- (エ) 旅費の精算事務が2か月以上遅延しているものが多数ある。(寒河江工業高等学校)
- (オ) 請求書提出の催促を行わず、未提出を理由に支払が遅延しているものがある。(産業創造支援センター・新庄北高等学校・工業技術センター置賜試験場・内水面水産試験場・山形南高等学校・山形工業高等学校・飯豊少年自然の家)
- (カ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率を誤って支給しているものがある。(鶴岡養護学校・最上学園)
- (キ) 寒冷地手当について、世帯等の区分を誤って支給している。(山添高等学校)
- (ク) 旅行命令の取消手続をしないため、旅費が支給されているものがある。(山形南高等学校)
- (ケ) 赴任旅費の着後手当及び赴任親族移転料に誤りがあり、追給を要求する。(上山警察署)

エ 契約

- (ア) 遊具を分割して随意契約により購入しているが、分割する必要性が認められない。(平成14年度分)(鶴岡養護学校)
- (イ) 一者見積もりによる随意契約をしている電源増設工事について、一者とする理由がなく、複数業者から見積書を徴収すべきである。(平成14年度分)(衛生研究所)

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

A 重油(J I S I 種2号) 2,100キロリットル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院経営課 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623

3 落札者を決定した日 平成16年3月24日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社鈴木油店 山形県山形市江南二丁目1番32号

- 5 落札金額 32.55円(1リットル当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成16年2月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

- 1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立新庄病院内清掃等業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院総務課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成16年3月23日
- (4) 落札者の名称及び所在地
クリーンサービス株式会社 酒田市北新橋一丁目12番13号
- (5) 落札金額 50,400,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成16年2月6日
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
A重油(J I S I種2号) 1,230キロリットル(予定数量)
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院医事経営課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成16年3月23日
- (4) 落札者の名称及び所在地
株式会社アポロ月山 酒田市本町三丁目12番3号
- (5) 落札金額 30.45円(1リットル当たり)
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成16年2月6日

正 誤

発行年月日	県公報番号	ページ	行	誤	正
平成16. 2. 20	第1518号	172	下から22行目	1804、1805(次の図に示す部分に限る。)	1804・1805(以上2筆、次の図に示す部分に限る。)
平成16. 4. 30	第1538号	572	上から15行目~16行目	「104,970 円」	「104,970円」
同	同	同	上から16行目~17行目	「52,490円」に	「52,490円」に
同	同	573	上から10	7431-1	7431-1(次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	上から21	(「次のとおり」は、省略し、	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、

平成16年5月18日印刷
平成16年5月18日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056